

基本情報 ■編者：宮城県税収部 ■年代：寛永元年(1624)～慶應3年(1867)の

法施行 明治21年(1888) 11月編集 ■寸法：縦19cm 横13.3cm 厚さ0.4cm



学芸研究員の目



学芸研究員
佐藤 由浩

仙台藩租税要略は明治時代に仙台藩の税制の資料をまとめたもので、大正14年(1925)仙台叢書別集第2巻に収録されて以降、仙台藩の租税制度のみならず藩政全体を研究するための資料として利用されています。

この資料のここがすごい!!

江戸時代の税について調べやすいように税の種類ごとにまとめられています。

お気に入りポイント

明治から現在まで、約130年という時を経験して来た本の風格です。



明治時代に作成された 仙台藩の税制度についてまとめた書物

仙台藩租税要略とは

本書は明治18年(1885)に宮城県^{*1}税収部の収税長^{*2}山田揆一(やまだきいち)が宮城県知事松平正直の命令で編纂し、明治20年(1887)に編集作業が完了した仙台藩の税制についてまとめた書物である。江戸時代に寛永年間(1624～45)から慶應年間(1865～67)までの約200年余りの期間仙台藩で実施された税制度を徴収賦課(ちょうしゅうふか)の方法から増損沿革(そうそんえんかく)に至るまでを概観したものである。

大蔵省が明治18年に旧来の日本の租税制度の沿革を知る目的で編纂した資料『大日本租税志』の発行を受け、その意図を汲み収集した文献資料の不足を補う目的として、複数あった藩の一つである仙台藩の私制に関する資料を集成編纂されたことが序文に記されている。

この仙台藩租税要略は代官役であり、諸藩制度の記録や植林事業で仙台藩に貢献した陸奥仙台藩士相沢儀伝太(あいざわぎでんた 1806-1879)の記録をもとにしたといわれている。

租税要略の構成

本資料は全5巻で構成されている。第1

巻の田制には田畑茶畑本代定法・新墾・荒漬地・散田・検地など土地制度に関する法令や規定が、第2巻の田租には年貢・除高引高・簿書など田畑年貢とその徴収に関する法令や規定が記されている。第3巻の雑税には諸役・清酒役・煙草役・油役・繭糸役・馬牛役など田畑年貢以外の商工業生産に賦課する税について御蔵方・国産方・山林方についてそれぞれ記述がある。第4巻の徭役(ようえき)には人足定・沿革上・沿革下・労役に関する一般的規定と労役制の変化を記している。第5巻の雑篇(ざつへん)には税課法口授・管見録・米と塩の密売の取り締まり法規までを追加した。また付録として正徳2年(1712)の税課法口授、寛政2年(1790)の管見録が収録されている。

田畑の年貢を基準として分類され、田畑年貢以外の商工業生産に関する税、労働に関するもの、それ以外という分け方をしている。

学芸研究員 佐藤 由浩
実習生 近内 威志

用語解説 詳しくはP27へ

*1 税収部
*2 山田揆一